

令和4年(厚)第325号

令和5年3月31日

主文

後記「事実」欄第2の6記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の6記載の原処分を取り消し、障害等級1級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の額への改定を求めるとのことである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、初診日が平成○年○月○日である器質性解離障害、高次脳機能障害(以下「本件傷病1」という。)により障害の状態にあるとして、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求し、同大臣から、裁定請求書に添付されたa病院b科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る同日付け診断書(以下「A医師診断書」という。)を診査した結果、裁定請求日である平成○年○月○日における本件傷病1による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を同月とする障害等級2級の障害給付を支給する旨の処分(以下「先行処分1」という。)を受けている。
- 2 そして、請求人は、初診日が平成○年○月○日である外傷性脳脊髄液漏出治療後(以下「本件傷病2」という。)により障害の状態にあるとして、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- 3 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付

けで、請求人に対し、裁定請求書に添付されたc病院d科・B医師作成の平成○年○月○日現症に係る平成○年○月○日付け診断書(以下「B医師診断書」という。)を診査した結果、障害認定日である平成○年○月○日における請求人の本件傷病2による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表1に定める程度に該当するとして、受給権を取得した年月を平成○年○月とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する裁定をし、もって、それを超える障害給付は支給しない旨の処分(以下「先行処分2」という。)をした。

そして、本件傷病1、本件傷病2は、初診日を同じくする相当因果関係がある一連の傷病であるとして、先行処分1を取り消した上で、A医師診断書の現症日である平成○年○月○日における本件傷病1による障害の状態と本件傷病2による障害の状態を併合した障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は、国年令別表に定める2級の程度に該当するとして、同年○月分から障害等級2級の障害基礎年金を支給し、障害厚生年金の額を改定する旨の処分をした。

- 4 請求人は、先行処分2を不服とし、○厚生局社会保険審査官に対し、審査請求をしたところ、厚生労働大臣は、障害認定日である平成○年○月○日における請求人の本件傷病2による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当するとして、先行処分2を取り消し、受給権を取得した年月を同月とする障害等級2級の障害給付を支給する旨の処分を行う旨を、同審査官及び請求人に対し通知し、これを受けて、請求人は同審査請求を取り下げた。
- 5 厚生労働大臣は、先行処分2を取り消した上で、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成○年○月とする障害等級2級の障害給付を支給する旨の処分をした。
- 6 さらに、厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程

度に該当するとして、同年〇月分からも引き続き、障害等級２級の障害給付を支給し、障害等級１級の障害給付の額への改定は行わない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

- ７ 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官への審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第３ 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第１ 問題点

- １ 障害等級１級の障害給付は、障害の状態の程度が国年令別表に定める１級の程度に該当しなければ支給されないこととなっている。
- ２ 本件の場合、請求人の本件傷病１、本件傷病２に係る初診日は、平成〇年〇月〇日であり、同日から１年６月が経過した平成〇年〇月〇日が障害認定日となること、障害認定日における本件傷病２による障害の状態は、国年令別表に定める２級の程度に該当することについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄２の６記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件障害の状態が、国年令別表に定める１級の程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

第２ 事実の認定及び判断

- １ 本件の問題点を検討し、判断する。
 - (１) 請求人の本件傷病１、本件傷病２による障害により、障害等級１級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」(９号)、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度)以上と認められる程度のもの」

の」(１０号)、「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度(注：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度)以上と認められる程度のもの」(１１号)が定められている。

そして、国民年金法、厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。))が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

- (２) 障害認定基準の第３第２章「第２節 併合(加重)認定」には、障害認定日、すなわち障害の程度の認定を行うべき日において、認定の対象となる傷病が２つ以上ある場合には併合認定を行うものとし、内科的疾患の併存している場合及び前章の認定要領において特に定めている場合は、総合的に認定するとされている。そして、２つの障害が併存する場合は、個々の障害について、併合判定参考表(注：掲記省略)における該当番号を求めた後、当該番号に基づき併合〔加重〕認定表(注：掲記省略)による併合番号を求め、障害の程度を認定するとされているところ、本件傷病１による障害は、障害認定基準の第３第１章「第８節 精神の障害」により、本件傷病２による障害は、障害認定基準の第３第１章「第１８節 その他の疾患による障害」によりそれぞれその障害の状態を認定することとなるが、いずれの節にも総合認定を行う旨の特段の定めはない。
- (３) 本件記録によれば、① 本件傷病１、本件傷病２は、いずれも平成〇年〇月〇日の交通外傷により受傷したもので

あり、その初診日は同日であること、② 本件傷病1による障害は、障害認定基準の第3第1章「第8節 精神の障害」によりその程度を認定するものであり、同節には総合認定を行う旨の特段の定めはないこと、③ 本件傷病2による障害は、障害認定基準の第3第1章「第18節 その他の疾患による障害」によりその程度を認定するものであり、同節には総合認定を行う旨の特段の定めはないこと、④ 本件障害の状態のうち、本件傷病1による障害の状態は、併合判定参考表の4号のうちの「精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(8号)に該当すること、⑤ 本件障害の状態のうち、本件傷病2による障害の状態は、併合判定参考表の4号のうちの「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(7号)に該当することがそれぞれ認められるところ、厚生労働大臣は、別紙2において、本件傷病1による障害の状態と本件傷病2による障害の状態は、併合認定ではなく、総合認定するのが適切であり、両傷病については、臨床症状及び日常生活能力等の程度において重複する点が多く、本件の場合は、総合認定しても2級を超えて1級に相当する程度には至っていないと判断したとの意見を述べるが、障害認定基準には、上記記載のとおり、内科的疾患の併存している場合及び障害認定基準の第1章の認定要領において特に定めている場合を除き、障害認定日、すなわち障害の程度の認定を行うべき日において、認定の対象となる傷病が2つ以上ある場合には併合認定を行うものと規定しているのであって、上記の保険者意見は、障害認定基準の定めを逸脱した根拠を欠くものであることが明らかである。

そして、上記の併合(加重)認定の手法を用いて、本件障害の状態を認定すると、本件傷病1による精神の障害、本件傷病2によるその他の疾患による障害は、いずれも併合判定参考表の4号に該当するものであり、この4号と4号との併合番号は1号となり、それは国年令別表に定める1級の程度であるとされていることが認められる。

- 2 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に定める1級の程度に該当すると認めるのが相当であり、請求人には、平成〇年〇月分から障害等級1級の障害給付の額に改定した額を支給すべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではなく、これを取り消すこととする。
- 以上の理由によって、主文のとおり裁決する。